

群馬県優良県産品推奨要綱

(目的)

第1条 本要綱は、優良な県産品を推奨することにより、県産品の普及と品質の向上を促進し、県民生活の向上と産業の振興に寄与することを目的として行う、群馬県優良県産品推奨制度について定める。

(推奨対象品)

第2条 優良県産品としての推奨の対象となる製品は、一般消費者に販売される加工食品、民・工芸品及びその他雑貨製品であって、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 県内で生産又は主たる加工がなされたものであること。
- (2) 継続して生産することができる製品であること。
- (3) 優良県産品として推奨を受けるために特別に調整したものでないこと。

2 推奨対象品は、上記に該当する加工食品、民・工芸品及びその他雑貨製品であるが、次の各号に該当するものを除く。

- (1) 未加工の農・水・畜産物。
- (2) 木材及び樹木、草木、種苗。
- (3) 住宅・建築資材の一部。
- (4) 医薬品及び医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品。
- (5) 工業用機械及び部品に類するもの。
- (6) その他、県産品としてふさわしくないもの。

3 この要綱において「推奨証紙」とは、優良県産品であることを証するために、推奨品に貼付する証票（別記様式）をいう。

(申請資格)

第3条 優良県産品の推奨を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 県内に事業の本拠を有する製造業者及び商品の企画等を指示し製造を委託している県内の販売業者
- (2) 製造又は販売について、法令の定めるところにより許可等を必要とする場合は、当該許可等を受けた者であること。

(申請)

第4条 申請者は、群馬県優良県産品推奨申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）及びこれに掲げる関係書類を添付のうえ、所在市町村を經由して知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書の経由があったときは次の各号に留意するものとする。

- (1) 申請に必要な関係書類が添付されていること。
- (2) 申請のため、特別に調整された商品でないこと。
- (3) 他の特許登録と同一又はその模造品と認められる商品でないこと。

(推奨基準)

第5条 優良県産品の推奨基準は、次のとおりとする。

- (1) 優良県産品としてふさわしいものであること。
- (2) 食品表示法、計量法、家庭用品品質表示法、不当景品類及び不当表示防止法等の関係法令に違反しないものであること。
- (3) 品質、価格、意匠、包装及び生産量等が適正であること。

(推奨品の審査)

第6条 優良県産品の審査は、別に定める規定により群馬県優良県産品推奨審査会（以下「審査会」という。）が行う。

- 2 審査会は、隔年ごとに開催する。ただし、特別の事情があるときは随時開催することができる。

(推奨の決定)

第7条 知事は、第4条の規定により申請のあった県産品について、前条の審査の結果に基づき、優良県産品として推奨することを決定する。

- 2 知事は、前項の規定に基づき決定したときは、推奨状を交付する。

(推奨期間)

第8条 優良県産品の推奨期間は、第7条に基づき推奨された日から原則として2年間とする。ただし、第13条の規定により推奨を取り消された場合には、取り消された日からその効力は消滅する。

(推奨証紙の表示等)

第9条 優良県産品の推奨状の交付を受けた者（以下「推奨者」という。）は、第7条の推奨の決定を受けた優良県産品又はその容器、包装等に推奨有効期間中、推奨証紙を貼付し表示することができる。

- 2 推奨証紙は、県の承認を受けずに、作成及び印刷をしてはならない。
- 3 本条に規定する推奨証紙にかかる手続については、公益財団法人群馬県観光物産国際協会が行う。

(推奨証紙図案使用の取扱い)

第10条 前条第1項の規定に係わらず、次の各号に定める場合には、事前に群馬県優良県産品推奨証紙図案使用申請書（別記様式第4号）により、知事の承認を受け、推奨証紙の図案を直接当該優良県産品又はその容器、包装等に表示できる。

- (1) 性質上推奨品に推奨証紙を貼付することが困難な場合
- (2) その他県が特別に認めた場合

2 知事は、図案使用を承認するときは、群馬県優良県産品推奨証紙図案使用承認通知書（別記様式5号）により申請者に通知するものとする。

3 推奨証紙の図案の表示を変更しようとするときは、申請手続に準じて、再度、承認を受けなければならない。

4 包装部分（推奨証紙図案印刷可能部分のみでなく、包装紙全体）の面積により、下記のとおり推奨証紙図案のサイズを変更できるものとする。

- (1) 包装部分の面積が150cm²以下の場合、推奨証紙図案のサイズを縦・横（同サイズ：正方形）1cmまで縮小できる。

5 本条に規定する推奨証紙図案の使用にかかる手続については、公益財団法人群馬県観光物産国際協会が行う。

(推奨の変更等の届出)

第11条 推奨者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、群馬県優良県産品推奨内容等変更届出書（別記様式2号様式）により知事に届け出なければならない。

- 2 優良県産品の製造、販売を中止・廃止する場合は、群馬県優良県産品推奨中止・廃止届出書（別記3号様式）により、知事に届け出なければならない。

(調査)

第12条 知事は、推奨した優良県産品について、必要を認める場合は調査を行うこと

ができる。

(推奨の取消)

第13条 知事は、推奨した優良県産品が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その推奨を取り消すことができる。

(1) 優良県産品の仕様等を変更したことにより、同一性が認められなくなったとき。

(2) 優良県産品の信用を著しく害する行為があったとき。

(3) 推奨証紙を不正に使用したとき。

(4) 虚偽又は不正な手段で推奨を受けた場合。

(5) 要綱及び関係法令に違反した場合

2 前項2号から5号の事由により取り消された場合には、その取消の日から2年間を経過しなければ新たに推奨を受けることができない。

3 第1項の規定により推奨を取り消された者は、第9条に規定する推奨証紙の表示を直ちに中止するとともに、第7条第2項に規定する推奨状を知事に返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関しての必要な事項は、別に定める実施細目による。

附 則

この要綱は、昭和36年度に係るものから施行する。

附 則

この要綱は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

(第3条第3項、第4条第3項、第7条第4項関係)

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(第2条第3項関係)

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(第2条第3項、第3条第1項、第3項、第4条第3項、第7条第3項、第8条関係)

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第2項)

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

(第8条第4項関係)

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条関係)

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

(第9条、第10条)

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

(第5条、第9条、第10条)

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、施行前に実施した審査会において認定された推奨品についてはこの限りでない。

(第2条、第5条関係)